

民間資金等活用事業推進委員会

第2回合同部会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室  
民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第2回合同部会議事次第

日 時： 平成11年10月19日（火） 10:00 ~ 12:00

場 所： 永田町合同庁舎5階第1会議室

- 1．基本方針について
- 2．その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員、  
有岡専門委員、植田専門委員、鵜崎専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

#### 【事務局】

白須民間資金等活用事業推進室長、佐久間参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 それでは、お集まりになりましたようですし、時間も参りましたので「民間資金等活用事業推進委員会」の第2回合同部会を開かせていただきます。

本日は午前10時から正午までとなっております、よろしくお願いをいたします。

本日も前回に引き続きまして事業推進部会と評価基準部会との合同部会ではありますが、議事の都合上私が進行を務めさせていただきます。

前回基本方針とPFI一般について皆様の御意見を伺ったところですが、皆様の御意見に基づいて事務当局におかれまして、基本方針についての論点を整理して下さっております。まず、これについて説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

古谷企画官

(資料1「基本方針についての論点整理メモ」について説明。)

白須室長

(資料1について補足説明。)

西野部会長 それから、事務当局において既にPFIの検討を進めておられる地方自治体等について、PFIに関する考え方等を調べて下さっております。簡単に御説明をお願いいたします。

清水企画官

(資料2「主要地方自治体のPFIに関する考え方等について」について説明。)

西野部会長 どうもありがとうございました。

今の資料でございますけれども、会議資料は原則公表となっておりますが、資料1につきましては、審議の途中にあるものということで、基本方針が策定されるまでの間非公開の取扱いとしたいと思います。また、資料2については、進行中あるいは交渉中の事業に関するものが含まれておりますので、当分の間非公開の取扱いとしたいと、これについても同じでございます。よろしく御了解いただきたいと思っております。

それでは、基本方針について御意見を伺いたいと思っておりますが、資料1の項目の順に可能であれば進めていきたいと思っております。前回同様、御自由に発言をいただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

A委員 言葉の確認なんです、基本方針の位置づけについてでほかのところにも出てくるんですが、目的で効率的かつ効果的という言葉が出ていますね。私も経済学での使い方というのがあるんですが、ここでは、効率的と言う場合には、費用の削減効果ということを中心にして考えていらっしゃるって、効果的という場合には、業者サービスのレベル、質といったことを中心に意味が示されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

西野部会長 いかがでしょうか。

佐久間参事官 ここでの意味は御指摘のようなものです。

B専門委員 議論の皮切りとしまして、3点ほど御意見を申し上げたいと思っております。第1点は、前回も議論ございましたが、基本方針の位置づけ、何のための基本方針かということでございますが、改めて法律を読みましても、この基本方針でございますが、特定事業の実施に関する基本的な方針と書いてございますので、実施方針の策定に関する基本方針ではない。したがって、実施方針の策定の指針という位置づけではないという形を確認させてい

ただきたいと思います。

それから2番目でございますが、資料1の5ページでございますけれども、「特定事業の選定についての基本的考え方如何」と書いてございますけれども、この中では、企画庁の委員会で、ちょっと私持ってきておりますので、企画庁委員会の実施プロセス、事業の選定とございますが、この企画庁の報告書では、実施の方針の策定に先立ち国等がこういう事業の選定を定量的に評価してやる必要があるというふうに書いてございますので、その点でいきますと、事業の選定が実施方針の中でやるという形よりは、この基本方針としましては、実施方針の前段階として、やはり各省庁が国として、どういう事業をPFIとしてやるかという形で評価をしていただくという形をここで謳うべきではないかと思っております。それが第2点でございます。

それから、第3点でございますが、ちょっと同じようなことかもしれませんが、8ページですが、この法制上、税制上の措置等でございますけれども、これも基本的な考え方について、実施方針の中でこういうことを明らかにする必要があると書いてございますが、これも最初申し上げたと同じように、皆様この基本方針の中で、やはり国はこういう規制緩和とか、こういうことをやるべきじゃないかということ、実施方針に委ねるのではなくて、基本方針としてやはり謳うべきではないかと思っております。

特に、企画庁の議論の中でいくつか積み残しがございまして、かなり議論してございますが、1つは規制の緩和等については、やはり国はこういうことについて、法律にも書いてございますけれども、規制の緩和をすべきであるということ、基本方針でも謳うべきではないか。

それから、企画庁の議論の中でも1つございました例の行政財産の問題でございますが、これもちょっと、先ほど自治体の方々も大変注目しているところでございますので、何らかの指針をここで示すべきではないかと思っております。

以上3点、意見です。

西野部会長 今の問題はどうかお考えですか。

白須室長 まず、この基本方針は、実施方針の記載要領といったものではなく、国としての基本的な方針を定めるものだというところは御指摘のとおりであると思っておりますが、ただ、それぞれの実施方針においてこういうことを書くべきとか、あるいは最低限こういう扱いで選定を行っていくべきといったようなことも当然あると思っております。

また、政策としての基本的な方針と申しましても、それぞれの法律、管理法、税法、会計法等々の各法律の大筋をこんなような方向にすべしというのは、国会の専管事項について内閣総理大臣が方針を定めて規定してしまうということになってしまいますので、そこは必ずから一定の限界があると申し上げざるを得ないと思っております。

規制緩和ですとか、普通財産、行政財産の関係等についても、どこまで具体的に書けるかという問題ではないかと考えております。

西野部会長 よろしゅうございますか。

B専門委員 私が申し上げたところで、基本方針で、例えば、今ある法律の、どこをどう変えるというところまで、私はそれはさすがに基本方針の役割ではないと思っておりますが、

やはりPFI事業を推進していくためには、基本的にはやはりいろいろな制度をこういう方向で各省庁とも基本的に考えていっていただきたいと、そこはやはりこの基本方針の役割ではないかと思っておりますので御了解いただきたいと思えます。

C委員 私も、まずPFIの基本理念、位置づけなり何かやはりあった方がよろしいと思えます。というのは、PFI法を見ても、サービス自身も付け加えられたぐらいですが、そこに挙がっている公共施設と言われるものが非常に多様でして、要するに、従来から民間プロパーでできたものから、どちらかという国、公共団体がほとんど専属的にやっていたものからレベルの非常に多様なものが並んでいて、非常に多様なんですね。ですから、およそPFIと言ったときにその共通項は何かということだと思んですが、それでもこれをPFIでやるという意味は、やはりその理念というか、まさに基本理念、目的という共通項は共通なものがあるはずであって、だから、あれほど多様なものが並んでおりまして、更にもっとどれでもよいというふうに政令等で拡がり得るわけですから、そういう観点からの押さえという意味もあって、基本理念というものは必要だろうなと。

官民の役割分担とか民間事業機会の創出、これはまさにそういう観念は大きいんですが、この効率的かつ効果的な公共サービスの提供と、結果的に国民とか住民の利益になるからPFIをやろうということが本質的な大前提にはあるということをは何かの形で押さえておいた方がよいかなと、そういう意味なんですけれども、より効率的、効果的な公共サービスの提供の受け手は国民だから、それはもちろん含んでいるわけなんですけれども、もっと明確に書いた方がわかりやすいかなというふうに思いました。

それからもう一点は、先ほどの法整備の話ですが、1本こういう法律をつくりますと、本格的にやろうと思うと、いろいろなそこにかかわる法律を何本も並べてそれを改正するという作業があり得るわけですね。最近、情報公開があれば、整備法がものすごくあるし、分権も四百何本という話になって、そういう世界で法律というのも結構そう固くなくて変わるようになってきたなという世の中にはなっているんですが、今回のPFI法については、若干ありましたけれども、それほどの改正はない。となりますと、既存のものの中で、このPFIをうまく取り込んでいく、とりあえずは、長期的にはどうしてもというふうなことがあったときには、やはり改正せざるを得ないという場合も出てくると思うんです。確かに、直ちに基本方針の段階で、何法の何を変えろとやるのであれば、法律を通すときに一緒に整備法としてやるべきであったところでもありますから、それはなかなか確かに難しいかなという感じがしております。

そうすると、先ほど、例えば、自治体の方の現場サイドでなかなかいろいろ悩ましい問題があるということからもありますように、非常にいろいろな問題がおこり得るんですね。

例えば、ここの中で、すべて契約によるようなシステム、官民の関係というふうなものがどこかにございましたけれども、いろいろな業法がありますと、それとダブルになりますから、そちらの方の監督庁の立入り検査とかそういう許可というものもまたあって、だから、そこと契約がダブりますね。そういう問題とか、もちろん、従前の公物管理法の問題もございますし、いろいろ実はかなり法的には問題点があって、これをいかにうまくクリアしていくかという作業が、これからなかなか大変になってくるのではないと、その辺どういうふ

うに書くかですが、基本方針でそれほどの細かいことは書けないと思いますが、少なくとも会計法辺りのところはやはり必要でしょうし、その入札の辺りというのは基本ですから、これは何かせざるを得ないでしょう。行政財産、普通財産も大蔵省が普通財産でよいと言ったところからのスタートで、自治体さんはそれなりにまた悩まれているという状況がございまして、なかなか難しいので、基本方針としてどのぐらい書けるかなというのがあって、かなり詰めて、細かい技術的な作業が必要になるんじゃないかという感じが私はします。

もう一点だけなんですけど、この基本方針については、3ページのところの二の民間事業者の発案による特定事業の選定の、特に民間事業者の発案によるということはどういうふうにやっていくかというのは、ある程度基本方針として、民間事業者の一事業者が発案したのをどういうふうにとらえるか、そのやり方については、やはりPFIでやるという以上、どういうふうな方針でいくかということを書いておいた方がいいんじゃないかという感じがいたします。

それで、随意契約的にやってしまうか、そういう余地があるのか、あるいは一回戻すというか、受け止めた上で多数に募るか、そういう辺りの話は基本的な問題ですので、やはり基本方針のところでは何かしら書いてあげた方がよいかもわかりません。

西野部会長 どうもありがとうございました。

D 専門委員 ちょっと資料を見させていただいて、この後半にある自治体の見解をまとめた資料は非常によくまとめておられますね。複雑な課題もありますが、私は100%わかりますし、ただ、現在日本の自治体はこれだけ現実の問題をほぼ正確に直視してとらえているのはさすが日本の自治体はしっかりしていると、将来に希望が持てるような感じがいたします。

ただ、こういう問題を注視しながら基本方針をまとめるというのは極めて難しく、実は、私自身これを読ませていただきまして、なかなかプロダクト・イメージがつかみにくい、これは内閣総理大臣の告示になるわけですけれども、大きな考え方としては、民活法との差は、結局、主務大臣の認定ではなくて、公共施設等の管理者に大幅な事業の特定化と事業者の選択の裁量権が任されている。ということは、基本方針で連ねるべきは、国の施策としてどういう基本的な判断をとるか、やはり一番重要なのは判断基準、これをいかにわかりやすく、明確に書くか、こういうところがポイントになってくるのではないかと思います。

ただ、今、C先生の御指摘がございましたけれども、どこまで書くか、場合によりましてはやはり内閣総理大臣の告示ということになりますと法律行為になりますので、あるいは推進委員会名で別途法的要件を構成しないコンメンタルみたいなもので補足せざるを得ないような状況が出てくるのではないかと思いますし、是非ともこの点、お考えいただきたいと思います。

先ほど、判断基準の問題性、細かく言いますとランゲージの問題になってしまうわけですが、例えば、例を申し上げますと、3ページ目の3番「一般的なニーズ」と書いてございましてけれども、結局、必要なのは一般的なニーズというよりも、国として判断基準をどう定めるべきなのか、これが公共性なのか社会性なのか、そういうことでございますね。一般的ニーズではあまりにもわかりにくい、そういう観点からさまざまな文章をまず解き起こしてプロダクト・イメージをつかんだ方がより活性化した御議論ができるのではないかと思います。

似たような例で、例えば、4ページ目をごらんいただきますと、先ほどC先生がおっしゃられました民間事業者の発案があった場合の仕組み、取り上げ方、透明性・公平性の確保、全くの正論ではないかと思えます。

ただ、記載すべき内容というのは、では、一体判断基準はどうあるべきなのか、公共整備計画との整合性とか公共性、社会的ニーズ、透明性の確保等掘り下げるといろいろあります。ただ、透明性の確保の手段になりますと、これは判断基準ではなくて手段、手法まである程度踏み込まないと自治体の方々はわかりにくいだろうというような気がいたします。

そういった形で基本方針は何をどこまで書くべきなんだろうかという問題があります。もし書けない場合さまざまな自治体より課題は現実に寄せられているわけですので、やはり国の方針ではありながら、それを見た自治体の方々が混乱しないような御配慮を、文章と構成、内容に記載していただきたいというふうに思います。

この意味では、もう少しこのペーパーの論点を具体的な文章に起こすことによって、より明確な判断基準が分かり、何が欠けているのか、自治体にとってどこまで何を記載すれば大きな国の施策が目に見えてくるのかが判断できるのではないかと思えます。細かく言いますといろいろあるんですが、6ページ目、先ほど室長から御説明がありました会計法、予決令との問題というのは非常に悩ましい問題も示しているわけですし、記載の仕方次第では自治体が極めて混乱しやすい。

一方では、例えば1番と3番、これは本質的に国の場合、会計法、予決令では完璧に解決できない問題があるのではないかということですね、要は単純な価格のみによる物の調達ではなくなってくる。いわゆるライフサイクル・コストにおけるサービスコストの調達比較ということになりますと、さまざまな複雑な要件が入ってきますし、先ほど室長が申されましたけれども、国の法律は一挙に変えるわけにはいきませんので、現行制度の中でどう解釈できるのかということは、実は、基本方針の中では明確に書けない要素も出てくるのではないかと考えます。そうなると、何らかの意味での説明補足をしながら、長期的にどうあるべきかという御議論を是非とも推進委員会の先生方をお願いしたいということが言えるのではないかと思えます。

7ページ目は、これもエッセンスはこういうことになるとは思いますが、やはり文章でコメントしようとするともまだ全貌が見えないためなかなかそのコメントができないわけですが、何を記載すべきかの要素と考え方の判断基準、これを明確に基本方針で書いていただきたい。

一方、具体的にどうやるのというのは、これは明らかに基本方針の事項ではない、そういう整理が必要なわけです。やはり文章に起こしてみても、一定の考えと切り口で整理し、適切な判断基準を構成して文章を起こしてみないとなかなか明確なことが言えない、こういうふうな印象を持ちました。

それと、実は、御質問でございますが、法律事項として、先ほどC先生がおっしゃいましたさまざまな規制緩和措置を講ずること、これはおそらくその他の特定事業の実施にかかわる必要な事項として、あくまでも国の施策として国がどう考えるべきなのかを記載すべきと考えます。これは制度上の将来的な課題にも関係するわけですが、明確な形で何らかの形の規制緩和をするということを基本方針の理念として位置づけることが正しいのではな

いかと考えます。以上です。

西野部会長 どうもありがとうございます。

E 専門委員 今のお話にも多少関わるところがあると思いますが、理念、あるいは事業の選定の考え方等というのは、基本方針、それから実施方針という流れの中でそれなりに詰めていくことはできるんだろうというふうに思うんですが、先ほど何回か御指摘されております8ページにある法制上、税制上、特に補助金等との問題について、いろいろ書き方あるいは議論はよくわかるんですが、現実問題として、実施方針の中でこういうことに触れるようにするという基本方針に書いたらどうかということだろうと思うんですが、現実には、この自治体の方々のコメントを拝見してもわかるように、補助金は一体どうなるのか示してほしいというふうにおっしゃっていることかと思えます。補助金にかかわらず規制もそうだと思いますが、そうなりますと、結局はどこか上位の部分でそれをきちっとしていかなければいけないだろうと思うんですが、この基本方針に書く書かない、あるいは文言の問題は別として、現実にはこの具体的にPFIを推進していく、特に地方自治体の案件をやっていく中で、この辺の問題というのはどういう形で解決されるようなイメージなのか、そのところが私よくわからないので、御議論は出ていても、だれがそのイニシアチブをとって、本当にそのところを変えていくのか、その辺がちょっと事務当局の方で御説明いただければと思います。

白須室長 補助金の問題については、その交付要綱によってPFIに使えるものと、使えなさそうなもの、使えるかどうかわからないものがあります。その対応も、それぞれ違っていますが、補助金が見えるように新たに来年度の予算要求をしている項目もあります。また、PFIに使えるように補助金の交付要綱の検討をしている項目もあります。このような予算要求や検討は、それぞれの省庁で行っておりますが、内政審議室においても各省庁にお願いしており、また、状況をお伺いしているところです。

基本方針は、国の事業が念頭にはありますが、地方にとってもガイドライン的なものになるわけです。当然今日の公共事業あるいはその他の投資の執行の相当大部分が補助金の形で地方を通して行われているわけですので、直轄事業のみならず地方の事業も重要でありますし、更に、やはり地元に着したものが、住民のニーズとかサービスの評価がどうかということと考えますと、最初PFIでやりやすいのではないと言われておりますので、そういう点は十分念頭に置かなければいけないと思っております。

ただ、補助金等のことについては、今、申し上げましたような状況というふうに考えておりますし、また規制の問題はまさに法律もございますので、基本的に規制緩和の方向で持っていかなければいけないとは思いますが、ただ、業法的なものや管理法的なものや両面があり、例えば公企業がやっているものでも業法的な規定もあれば管理法的な規定もありますので、なかなか一括して論じるのは難しいと考えておりますけれども、御指摘がございましたような個々の、例えば道路、上水道、下水道というのは、それぞれ物によって違ってきますが、会計法規の問題はすべてに基本的に共通するところですので、会計法についてはどこまで基本方針ができる段階において書けるかという点はあると思いますが、現段階においては資料にお示しをさせていただきました。



なお、一つの法律ができたときに、関係法律の整備に関する法律ということで何十本もの法律が改正されるということもあるのですが、PFI法の場合は一つひとつのものがそれぞれどういうふうに動いていくかということが、動かしてみないとわかりにくいという面もあり、PFI法制定の時点においては附則において政策投資銀行法、道路整備特会等のダイレクトに関わるものの改正となったと考えておりますが、それぞれ今後取り組んでいかなければいけない問題だと思います。ただし、今、お話がございましたように、基本方針に入ると、委員会としての考えというような形で個々具体的に出てくるものがあるのではないかと考えております。

F委員 どうも室長ありがとうございました。私はこの基本方針は理念が非常に大事だろうなと思っております。その理由は、具体的に地方で案件をやった場合、ここにも出てきておりますけれども、起債の問題だとか、補助金の問題だとかでどうしても選べる事業方式というのは限定されてくる。

それで、財政の問題に入ってきますと、私は財政は全く存じませんので勝手なことを申し上げますが、そうするとこの法律は一体何を目的につくったんだろうか。要は、私のような単純な割り切りをしますと、制度整備をすることによってこの国のあり方が少し変わってもう少しよくなるんじゃないだろうかと、私はそういうふうに思っていて、この経企庁報告書で言うところの、C先生が御指摘になられましたPFIの目的の2だとか3だとか、翻って1に来るところだとか、そういう問題にくるんだろうと思います。そこの大筋を狂わせてしまいますと、現状、法制度の中で、あるいは財政の支援制度の中で打てる手が目的化してしまうんじゃないだろうかと、これが私の一番の恐れなんです。

ですから、何とか法の何をどう変えなさいと、これは大局観として私は不要だと思うんです。大局観としてこの国のずっと生きてきたあり方を少し変えてみよう。財政の組織を変えてみよう。私がアジアでずっとやってきたインフラの整備というのはまさに彼らが、言葉は悪いですが、素人が申して申しわけないですが、日本のことをまねてきた。それで行きつまったものをどういうふうに変えようかと、私にはそういうふうに見えるんです。

ですから、PFIを見たときに何で理念が必要なのかというのは、実は細かい法律論を今ここでやって全部何か変えてしまうというよりも、そこのところのシグナルを地方自治体の方に是非とも送ってあげていただきたい。そうでないと、現実に選挙民から例えばいくら地元にお金を落としてくれるんだと。それで、全部自前の金でやるのか、それともどこからもらってくるのかという問題があるわけで、動きが取れないはずだ。そのときに方向感、大局観を間違ってはならない。これが私の考えなんです。以上です。

A委員 今、方向感、大局観という話が出まして、それから先ほど来補助金の話が出ていますけれども、国が地方自治体にどう補助するかという問題は、もちろんこれは大事なんですけれども、公的セクターとして補助をどのくらい出すかという視点は大事だと思うんです。

それで、多分一番最後の五の支援の基本的考え方についてどのように記載するかということ、それから前の方にも5ページの真ん中のですね。「公的財政負担の見込額の算定に当たっては」云々のところ、こうしたところに関係してくるのかなと思うんですけれども、

国が出すか自治体が出すかはともかくとして、全体としての補助が一番大きいところから言いますと、その事業の外部効果に当たる部分は出してもいいと思います。一つの考え方で、これは一番多くなりますけれども、しかしそんなものは、現金収入としてあるわけではないし、公的部門に出せるものでもない。

もうちょっと絞ったところは、その事業による税収増だと思うんです。国、地方自治体の税収増、これが2番目に考えた定めるときの条件になる。これでもまだ広過ぎまして、3番目はバリュー・フォー・マネー、これが一つの条件になる。これでもまだ広過ぎるんです。

したがって、私は公的支援については2つのポイントがあるんじゃないかと思うんです。1つはバリュー・フォー・マネーが十分その補助後も確保されるということ。それから2番目は、民間の事業者の方が投資に対して十分な収益、リターンを確保されなければいけない。この2つのところのトレードオフなんだというふうに考えております。したがって、1つは民間事業者の方の投資に対する十分なリターン、それから十分なバリュー・フォー・マネーの確保、この2つに絞り込めるんじゃないかというふうに思っています。

G 専門委員 いろいろな方から御意見をいただいているんですが、やはり基本方針ということで、おそらく細かいことは切りがないので、ある方向づけみたいなものを当然地方自治体にしてあげる必要があるんだろうなということで、1つは先ほどいろいろな意見が出ております規制緩和を引き続き進めるという項目。

もう一つは、1ページ目の項目で出ているんですが、PFIの目的の「官民の適切な役割分担への契機」というところで、経企庁の本文でも9ページに「民間でできるものは民間にゆだねる」という言葉遣いをされておまして、そこのところはやはりきちんと言葉として示していただければありがたいなという具合に思います。

H 委員 進め方としてですが、法律に基づいて基本方針がつけられるわけですね、そういう意味で見ますと、ここに書いてあります第4条の第2項に基づいた項目というのが、そのまま引き継ぎますとそれに基づいて基本方針の内容を示していくということになるかと思いますが、ほかの法律の関係の基本方針のいろいろな事例を見ますと、前文的な部分がきちっと書いてあるわけです。この法律について見ますと、第1条の目的と第3条の基本理念と、あと第4条につきましては第3項に配慮すべきことと大体こういうふうには書いてますね、先ほど規制緩和については附則の方にも出てまして、第2条に要するに変更を検討しなさいというような内容が書いてあるわけです。その辺をまとめて基本的な方向性を出す前文的なものをまずどんと置いて、それが第1号以下、法律で言えば第5号までございますが、こちらのそれぞれの項目の基本的な考えが下敷になると、おそらく具体的な事例が出てきますと、世の中も変化することですし、いろんな考えも出てくるとは思います、やはり基本理念に立ちかえて、それをそうするのはどうかという議論が必ず出てくるんだと思います。

この法律自身がいろんな変更を想定して書いてあるわけです。変更についてもとかいうことが出てくるわけでございますし、今までの議論についても変更あり得るべしという考え方で経企庁の議論もあったかと思えますので、そうしますとやはり基本理念をはっきりと書いておくと。

例えばいくつか挙げますと公共性の確保なんていうのはどちらも言っているわけです。効

率性、効果性といいますが、単にこれは経費を削減するだけではなくて私の個人的な考え方で言いますと、要するにコストパフォーマンスを上げるということだろうと思うんです。資金の効率化とかいろいろありますが、資金については例えば、これは補足しますと、単に民間に資金があるから利用するというだけではなくて、この法律の第1条にも書いてございますけれども、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するというところでございますから、これはすなわち例えば民間のリスク管理能力とか評価能力とかそういうものを含めた民間の力を利用してやりなさいよと、こういうこともあります。だから、そういういくつか共通することがございます。

また、このPFIに関しましては、当然、流れの中で行財政改革でございますとか、こちらにも出ておりますけれども、いくつかの大きなテーマに沿っている部分があるわけです。それに寄与するということもありますんで、それとの関連で是非とも進めなさいという意向のものをやはり前文に謳っておくべきではないかと思うんです。

C委員 先ほど室長がおっしゃったことと関連するんですが、ですから、基本方針にはやはりせっかくPFI法ができたのであるから、そのPFIの理念であるバリュー・フォー・マネーとか、そういったものの推進に障害となるような法制度について、それが障害にならないような形にしていかなければいけないという基本理念でいいかと思うんです。というのは、それぞれの公共施設はさまざまですから、早急にそれぞれの公共施設の所管のところであらうまくPFIの障害にならないような形の法制度のやりくり、それが例えば法改正にならなくてよいのであれば、どうしてうまく説明がついて、どういう解釈でできるかということを示すという作業がそれぞれの公共施設を所管するところにやっていただきたいことです。ですから、それを具体的になさるのはそれぞれの各分野の役所の役割だとすれば、その基本理念をここで示すということではいいのかなと思うんです。

ただ、会計法とか国有財産法とか地方自治法とか地財法とか、そういうふうな横断的なものというのは、本来はかなりのところ詰めておいてあげた方がよいんだろうと思うんです。ただ、時間的な制約がございまして、なかなか詰め切れないのかなと思うんですが、いずれにしても基本理念としてはそういうふうな形で、PFIの基本理念の障壁となるようなものについて検討していくということで、できる限りどれにも共通する話ですね。先ほどの会計法とか、そういう話、特に地方自治法上も結構あるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の検討を急ぐということではないでしょうか。

I専門委員 法律が施行されたということは、そこに何らかの理由があったわけなんですけれども、今日、国の公共事業ということでこのPFIというものをどういうふうに国の公共サービスの提供に活用しようかということにおける基本方針という話をしているわけですが、基本的には私は今、C先生がおっしゃったことで賛成でそれでよるしいのかなと思います。ひとつ極めて現実的な話として、では今、国の中でPFIのモデル案件というような形のもが出てきているのか。あるいは、それがまさに出ようとしているのかということを見ると、どうもそうじゃないという印象を持たざるを得ないわけです。

ということは、まだ時期的に時期尚早なのかな、もしかしたらそういうことなのかなというふうな個人的な印象を持っているわけです。ですから、国のレベルで考えると、ここであ

まり無理をして需要もない状態で無理に何らかの法制度変更とか、供給サイドから何らかの施策を考えるとというようなことは多分不自然なことになるのかなというようなことをちょっと印象として持っております。

したがって、私が申し上げたいことは、基本方針についてまず言えることは、極めて理念ということが重要で、P F Iの持っている非常にいいものをここできちんと謳っておいていただければ、あとはまさに需要が湧き出てきたときにそれに必要なものが必要とされて、議論があって変更がそこで行われるということではないかと思えます。

あえて今、私がなぜこういうことを申し上げているかということ、実は実際に今、需要が本当に湧き出ている、あるいは真剣に議論されているのは地方であります。地方の自治体の中で極めて財政的な面で困難な環境にある、あるいは地方をより住みやすい地方をつくらうという観点から、このP F Iの理念あるいは目的に共鳴されている地方の首長等が、あるいは住民等がこのP F Iに大変関心を持っていて、このP F Iを活用していこうということを本当に真剣に考えているところが多々あるわけです。

したがって、この基本方針が地方のそういう大きな需要を妨げるというようなことがあってはおかしいわけで、そういう意味でこの基本方針というものが位置づけられるといいなというふうに思うわけです。ガイドラインということであるわけで、したがって、そのガイドラインが地方のP F Iの活用を損なうというようなことがあってはいけません。したがって、それだけは避けたいというのが基本的には基本方針におけるあり方の一つの考え方としてあっていいのではないかなというふうに思っています。

具体的な話として5ページの方を見ていただいて、先ほど来出ていますように、実際問題基本方針が出ますとその後実施方針があって、応募要綱があって、これが具体的に始まってきます。したがって、当然自治体のレベルとしては国の基本方針を十分勘案しながら実施方針を書くということで、そこに何も書いていないと当然そこで混乱が起きることになってくるわけですが、バリュー・フォー・マネーということについて、この点をちょっと申し上げたいんです。

バリュー・フォー・マネーというものを計測するときに、おそらく将来的に言えばかなり物事が定量化された中で結論が出るということになると思うんですが、まさに今の現実的な状況あるいは現段階では、定量的にバリュー・フォー・マネーを計るのはかなり現在のインフラの状態では困難ではないかというふうに思っています。

したがって、P F Iという案件を採用するか、採用しないかというところにおける判断として、定性的な判断というのは十分考慮されてしかるべきということが書かれていていいのではないかと思えます。

私が今、申し上げている定性的というのは個々の競争入札における企業間のプロポーザルの比較ではなくて、P F Iという方式を案件として取り入れるか判断する際に、定性的な面というのがあっていいのではないかなということです。

例えば具体的な話で申し上げますと、P F I事業の場合には維持管理コストに関わるリスクというのが民間事業者に移転するわけです。その結果として、自治体の将来における財政のいろいろな計画、施策において維持管理コストからくる大きな負担というものから逃れら

れるということが非常に大きな意味を持つわけで、そういう点は定性的な判断としてあっていいのではないかと思います。

それから、次にバリュー・フォー・マネーで具体的にいくつかのプロポーザルを比較検討するときにどういう点が今、地方の自治体の中で議論されているかということを1つだけ申し上げたいと思います。

それがこの基本方針の中にどういうふうに反映されるかということなんですが、財政状況を踏まえた基本的な考え方についての2番に、公的財政負担の見込額の算定に当たってはということで税金の問題があるわけです。この税金の問題というのを、特に事業としてこれを進めるかどうかにおいて、税金を含めたコストということで従来型の公共事業と比較すると、これは非常に誤った判断が出てしまう。すなわち、税金の分が非常に日本の場合は負担が大きいわけで、PFIというものの価値がその部分だけでほとんど消失してしまう。したがってPFIはやらなくてもいいというような判断が出るというのが今、地方の自治体で起きている状況です。ですから、比較検討の際に税金というものは外す。すなわち、外した形での比較検討というものが行われるようになってほしいというふうに私は考えております。

これは非常に細かい点なんですが、実際に実施方針を書く際、あるいは応募する際にこれが極めて具体的な話になってきますので、何らかの形で税金というもののPFIにおける要素について、何らかの表現があるとよいかなと思っています。

それから、民間事業者の募集、選定なんですが、基本的な考え方について、ここで選定方法は書いてあるんですけども、どういう民間事業者がふさわしいのかということについてはここで議論はされていないというふうに思うわけです。ただ、私はそれを極めて緻密に精緻に規定してくださいということを申し上げているのではなくて、全くその逆の立場に立っているわけです。

全く逆の立場と申し上げているのは、民間事業者の構成としてかなりいろいろな構成要素が考えられます。例えば住民ですとか、あるいは地元企業ですとかということがプロポーザルの後の会社設立の際にそういう人たちが入ってくるという余地も残しておきたいということを考えております。あるいは、民間事業者の構成として、当初民間事業者として入っていた事業者が、途中その役割を終えた時点でその事業から撤退する、退出するということも可能な法的な枠組み、契約的な枠組みがあれば可能でありますので、そういう余地も残しておきたいということで、民間事業者の内容については幅広い解釈ができるような形にしておいていただきたいというふうに思っております。

それから最後に7ページになりますが、「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保」というところがあるんですが、この基本的な考え方についてということで、適正な公共サービスの提供を担保するための公共の必要な関与というのがあるわけですね。あるいはその下もあるわけです。これは上の前回まで出された意見のところ、「維持管理、運営段階での会計的監視及びサービス水準の監視が重要」ということで、あるいはその下に「第三者的機関」というのがあるわけです。それで、やはりPFIというのをより幅広く活用し、かついい結果を出すという点からすると、これはあくまでも事業なんですが、建設段階での監視ということと運営段階での監視というのは非常に重要かと思っております。これは

監視あるいはモニタリングという言葉が使われているわけです。それで、特に運営段階での監視に関しましては、第3セクターにおいて監視はなかったかという監視はあったわけです。第3セクターは監視があったにもかかわらず、何故今日の多くの問題に至ったかと申しますと、ここに「会計的監視」と書いてあるんですが、実は監視が要するに経営監査になっていなかった。

例えば具体的に申し上げますと、会計的監視というのはエビデンスを一枚一枚チェックして会計的に決算報告ができていないか、それが正しく表現されているかという監視であって、そうではない監視、すなわちそれは当初予定していた経営、それはある意味でファイナンシャルモデルという形で表現されるんですが、当初想定されたキャッシュ・フローですとか損益計算書と毎年毎年どう変わっているか。その変わった内容が将来の経営にどういうインパクトを与えるか。すなわちそれは破綻に至るのか、それとも修正すれば十分補正できるのか。そういう意味の経営監査的な監査が第3セクターでは行われていなかったということによって今日の状況が出ているわけです。

したがって、PFIにおけるモニタリング監査というのは、そういう反省を生かす意味でも監査、すなわち監視というのが重要になるわけです。そのときに公的側からの監視なのか、あるいは第三者的な監視なのかということも非常に重要だと思いますので、この上に書いてございますように、監視には民間の第三者的機関の活用ということも是非この基本的な考え方の中に入れておいていただければと思います。以上です。

J 専門委員 今、I先生からお話があったこと、あるいは初めのころにB先生、C先生等からお話があったことで、4、5点補足的にお願いしておきたいと思います。1つは今、話をされましたバリュー・フォー・マネーの算定の中での税金の問題等、これにつきましてはこの間もオーストラリアの例をお話ししたんですが、例えば税金とか、あるいは公共が持っているさまざまな有利な点についても明確に記されて公募書類が出されるような現実がオーストラリアではあります。

そのためにはできるだけ現段階で公共側の財政支出、あるいはPSCの算定の仕方、あるいはもっと進んでバリュー・フォー・マネーの評価の仕方、これは定性的なものもここにもありますように一部あるかもしれませんが、その辺を示した方がいいんじゃないかということとです。

2点目は、先ほどB先生がおっしゃっていました地方自治体に対してはガイドライン的であるということで、いきなり地方自治体が基本方針を受けて、実施方針を策定するという間に、やはり補助金等も含めて政府が関わるという段階があってもいいんじゃないかというお話がありましたが、特に我々民間がPFIを地方自治体でやる場合、大都市はそれなりの需要があってある種のニーズが計算できるわけですが、特に地方自治体の小都市などになりますと、一市町村だけではPFIが成り立たないというケースはたくさん出てまいります。その場合にやはり広域化ということ、イギリスなどでも小学校を10校ぐらいまとめてバンドリング、いわゆる束ねるということをして一つの事業にするということが行われておりますが、そうなりますと、いくつかの自治体にまたがる場合の補助金の問題とか、あるいはそれに対するいい意味での指導といいますか、そういうものはやはり中央政府、あるいは関連省

庁ができることではないか。現実にごみ発電の問題は、それがもともとダイオキシンの問題もあって考慮されつつありますが、それ以外の施設についてもお願いをしたいということがあります。

それに関連して3点目は今、実施方針のお話をしましたし、またその位置付けを検討しているわけですが、その実施方針そのものが、地方自治体はその自治体としてどういうふうにするかという意味での実施方針ではなくて、あくまでも個別の案件に対してそれをどう進めるか。それがPFIであることがいいか悪いかということも含めた方針であるということ。もう一つはこれを受けて、いわゆる公募書類として公示して民間事業の公募をするわけですが、そのときのドキュメントというものととの間の混乱が起きてくるのではないかというふうに思います。PFIでいく場合に公募書類の中にはどういうところまで書くのか、その前段としての実施方針にはどこまで書くのかということを一いつ議論していただきたいということです。

4つ目は法規制等の問題によるんですが、PFI法案そのものは第2条で非常にその範囲について明確にされているというか、具体的に書いてありまして、公共施設からいわゆる3セクにかかわるもの、その他まで5種類に分けられております。そのそれぞれは法体系なり補助金の問題等々、いろいろ違うと思うんですが、十把一からげに議論するのではなくて、できればここにせっきゃく5つのカテゴリーに分けられているので、そのそれぞれについて少し触れていただければということです。

最後に、先ほどC先生から民間発意の場合の取扱いについてお話がありましたが、オーストラリアの話ばかりで恐縮なんですが、例えばオーストラリアのニューサウスウェールズ州がガイドライン的なものを出すとき、かなりフローチャートみたいなものを非常に有効に使って説明しているんです。それで、例えば民間発意があったらそれをまず地方自治体を受けてバリュー・フォー・マネーを計算してPFIにいくかどうか、いったらどうだというようなことでずっといろいろなケースが書いてあると、そのそれぞれの段階にどういうことが必要だということがもう少し明確になるんじゃないか。だから、本文が難しければその補足説明みたいな形で本文に書いてあることは具体的な流れでいくところであるんだというふうなダイアグラムを、これは基本方針が法律ではないので多分使えるんじゃないかと思うんですが、是非採用していただければということです。以上です。

K専門委員 気が付いたことなので、またわかったら教えていただきたいんですけども、1つは前は民間事業者の方が倒産したときの危険性というお話もあったわけですが、実は10年先、15年先に民間から行政の方に施設が帰ってくるときの時点での行政、当該自治体の財政力がどうなっているのかということがちょっと気になる点でございます。従来の公共事業、特に単独事業などで起債で仕事をしていますときは、起債制限比率とか、いわゆる公債費比率の一定の歯止めといいますか、尺度があるわけですが、実はこういう債務負担行為については明確な尺度といいますか、自治体を規制する尺度というのが、まさに自治体の良心だけしかないという状況になっていますので、その辺りの債務負担について、悪くすると放漫財政になっていく心配が自治体の側でもあるんじゃないか。それぞれ地方の段階でチェック機能を働かせていますけれども、こういう債務負担となりますとややもすると安易

に流れていくという気も若干いたします。

それからもう一つ、財政の問題なんですけれども、国庫補助金の問題は各省庁で御検討されていますが、PFIをやるうということ従来からやっていて動かないものがあるわけです。といいますのは、PFIでやるべきか、もちろん、PFIでやりますと総コストが下がるというメリットがあるわけなんですけれども、従来、特に一般単独事業などのようなもの場合は、仕事によっては元利償還金が交付税措置されているものがございまして、それとの比較衡量がいつもやられていまして、どちらが得かということでございまして、その交付税のあり方のようなものも今後大きな課題になるのかなという気がいたします。

それからもう一点、契約なんです。これも実務的な話になりますけれども、実はPFIをしようとする、アメリカとか韓国の企業の方の照会等があるとのことです。WTOの政府調達の関係では当然なんだろうけれども、PFIのこれがアメリカの企業などをどのような形で受け入れていくことになるのかなというのがちょっと実務的には課題になってきております。それからもう一つ、このPFIの場合は建設からランニングまで一括してということが大きなメリットの要素だと思いますけれども、建設に得意な企業が必ずしもランニングに得意ではないということになっていきますので、当然ジョイントベンチャーのようなものを想定する契約になっていくんだろうと思います。そうしますと一体的にすることによるプラス面、それから個々にやっていくときのプラス面、そういう比較衡量は具体的にはやはりある程度の指針のようなものが要るのかなという気も実はします。

それから契約につきましても、例えば普通の場合でしたら5億円以上は公募型指名競争入札ですけども、WTOで24億円以上のようなものについてはまさに一般競争ということでございまして。こういう専門的といいますか、それぞれの性能発注をかませたようなものになりますと、ある程度の予定価格のようなものをしておくこともケースによってはプラスになるのかなと。何もかも一般競争とかにはなりませんし、特に専門性の強いものについては公募型のような競争形態も加味しておくことがひょっとしたらプラスになるのではないかという気がしております。

┆ 専門委員 リスクの管理についてちょっと御意見を申し上げたいと思います。

一般的に事業が超長期になるということで、その間にいろいろな事故が起きたり、倒産が起きたりだとか、いろいろなことが起きると思います。それによって事業が阻害されると思いますか、継続が阻害されるということをしてできるだけ防がなければいけないという観点でリスクの問題があるわけですが、7ページにリスクの明確化と官民の負担の明確化というのが出ています。ここは全くそのとおりだと思います。

ただ、ちょっとここで足りないと思いますのは、まずリスクを洗い出した上で防げるリスクはできるだけ事前に防ぐといいますか、軽減する。リスクの軽減というものがまず要るわけです、その後、どうしてもこれは軽減できないといったものを官民で分担するということになると思います。その場合、特に民についてはリスクのヘッジというものをできる限りやるんだと、外部ヘッジをやるというような順序に多分なってくると思いますので、リスクの軽減ないしは防止、これを官民一緒になって努力するというのと、それから残ったリスクについての適切な分担と外部リスクヘッジ、これもコストがありますから、コストを勘案



しなければいけないということでしょうけれども、そのリスクヘッジについてもきちんと書いていく必要があるかと思えます。

それからあと1点、これはそういう超長期のリスクをどちらが取るかということで難しいと思うんですが、両方の責めに帰すことができないリスク、例えば天災リスクとか、戦争とか、あるいは大幅な金利、物価の上昇といったものがあるわけですが、現在の請負約款などを見ますと、そういう物理的に物が壊れるリスクは大体官が負う。ですから、地震が起きたり、例えば戦争が起きて物が壊れてしまうというリスクは官が負うわけですが、物理的に毀損はしていないけれども物価が騰貴したとか、金利がやたら上がったとかということでそこで事業が継続できないというところはビジネスリスクということで民が負っているというのはどうも一般的だと思います。

ただ、本当に20年、30年というもので今みたいに超低金利、あるいは超低物価というんですか、こういう時代からおそらくあるとすれば上がっていくということだと思うんです。そういうときに20年、30年の、例えばインフレがくるということもあるわけで、あるいは金利がぐんと上がるということもありますから、そういうものをビジネスリスクだということで民が背負うということで本当にいいのかということで、異常な金利あるいは物価の上昇等については官サイドでもある程度負うというような考え方があっていいんじゃないかという気がいたします。

いずれにしても、現行の建設工事だとか土木ですと物をつくってしまえば大体終わりということで短期だからいいですけども、非常に超長期のものになりますとやはり民間としてリスクヘッジできないというようなことでヘジテートするということにもなりかねませんので、リスクの問題というのはさっきのリスク軽減、リスクヘッジ、それから官民の適正な分担というところは、よく考える必要があるというふうに考えます。以上です。

M委員 非常にいろいろ考えていることは違うんじゃないかという気がしてきて、基本的なところにきちんと書かれて、だからVFMといったときは同じ条件でというのは当然で、違う条件で比べるということは私は全く考えていないわけです。それは皆さん多分一致しているんだと思うんです。それが心配だというならばそれをきっちり書かないといけない。VFMはそうです。長期の金利が上がるというのは公がやっても上がるわけですから、それもやはりリスクというのか、それは契約上できちんと案件を安くするためにはどちらがシェアした方がいいというので決まってくるわけですね。契約の方でこれだけ金利が変わればこう付いてきますということを書かれるのは当然そこで想像していたわけです。

ただし、フォース・マジュールのようなものはこれはしようがないので政府が取るにしても、金利みたいなものはそれを民に押しせば当然案件の値段は上がってくるわけです。そうすると、VFMのときに同じことが必ずできるかということそうはいかないので、当然同じ条件で比べるというのが前提でいいんじゃないかという気がして、それに関して困るところを書いて明確にしていくということかなと思います。

L専門委員 いわゆる常識的な範囲の金利上昇というんですか、あるいは物価上昇だったらそうだと思うんですが、例えばオイルショックがあったように物価が倍になってしまうかということもあるかもしれませんので、そういったような異常な事態という辺りの想定が

要るんじゃないかということをおし上げておきます。

H委員 またリスクの話が出て、それが今回の基本方針の策定の進め方にも関わるということで2つ違うジャンルでございますが、リスクにつきましては、レベルが大きく見ますとフォース・マジュールの部分と、マクロ・リスクといいますか経済全体が影響を受けるということ、あとミクロ・リスク、個々の企業なりあるいは個々の事業ですね、例えばお客さんが事故に遭ってしまったとか、そういうものを含めて大きく見ると3つのレベルに分れるんです。あとリスクとは何かと言った場合に、いろんな百家争鳴といいますか、群盲巨像を撫でるような議論にすくなってしまうんですが、究極的に言えば実はリスクというのはコストなんですね。要するにコストの期待値なんです。ただそれをどういうふうに分解するかという非常に難しい問題がありまして、今、M先生がおっしゃったように考え方としては当然のことではないかというふうにおっしゃるのはもっともなんですけど、現実には即してみますとデータがなかったり、どう計測するかという非常に難しい問題がありますから、考え方が結果として違ってくるケースがあるんです。先ほどI先生からお話がありましたけれども、VFMを考えるとあるいはPSCを考えると、やはり大事なことは個々のデータが入るか入らないかで結果が違ってまいりますから、基本的な考え方は明示する必要があるだろうと、それはイコールフットィングで考えるべきだと、こういうことだと思うんです。

あとリスクについてはもっと細かく言えばいろいろ議論ありますが、ちょっと置いておきまして、やはり基本方針を決めるときに将来どういう具体的なことが進むかと考えますといういろんな事例がある、リスク1つにとってもそうです。リスクの定義は、実は今まで皆さんリスクとおっしゃっているけれども定義がなされてない、具体的に何があるかもわかってない、それについてのリスクヘッジというのは、具体的に、では民間の損害保険が受けるのか受けないのか。そのプレミアム・リスク面もだれが負担するのか、そういうことは具体的に現実の世界との関わりがありますから状況も変わりますので、これはこれで決めていかなければいけませんけど、基本理念には盛り切れないということですね。盛りきれないけれども重要なことであるということだと思うんです。VFMあるいはPSCについてもある程度計算の方式なり何なりを提示しなければわからない。北海道と九州でやり方が全く違ってしまったんではこれは話にならない。だから共通のものを考えるべきであるけれども、最初に全部、100%完全な形で盛るのも難しいと。

したがって、進め方の方ですが、第二のテーマでございますが、基本理念を考えると、これで決めていきますね、これで出さないといけません。それに合わせてやはりガイドラインを同時に策定しながら、それを具体的なところに落していくと、その部分については変更もあるし、あるいはいろんな考え方も後で取り入れられていくということ想定して更にもうちょっと細かなものを同時にその裏側にガイドラインを議論して検討してそれを開示していくといくことでいかがかなと思うんですけれども。

M委員 例えば資料2の一番最初の(1)の1行目なんですけれども、「設計段階からPFIを導入する時点においては、PSCの試算に際して構造の詳細が確定していないためどうするか」が課題だと。世界的にはこんなことはみんなやっています、これは日本の今までの概念から抜け切れていないからこうなっているの、世界的にはこんなものは将来設計

はちゃんとやっていますから、こういうことまでやるのかどうかというのはガイドラインで書かないと現実には困っておられるんでしょう。しかし、おそらく海外で仕事をしている人はそれをやっていると思うので、それはやる気になればできるはずです。

そういう問題が入ってきたり、それからもう一つ今のお話で私がちょっと気になっているのは資料1の6ページの先ほどの会計法との関係です。その中に「価格のみによる選定に限らず、価格及びその他の条件により選定を行うことも許容すべきではないか」というふうな書き方になっているんですが、現実にはこういう条件を満たさないとだめですというカットオフと、あとはすべて価格に勘定しているんじゃないかと思うんです。そうしないと議論にならないので、多少の無理があるかもしれないんですけども、実際にはやはり価格に勘定しているのではないかなという気がするんです。そうしないと甲乙つけがたいというようなことになってしまっただけという気が多少しないわけではないんです。この辺は書くのはこれでいいと思うんですけども、現実にはそういう形になるのかなと。

もう一つ気になっていますのは、ここに書くことではないんですけども、現実に入札をするときに、例えばだれと交渉するかというようなことはガイドラインには書かないんでしょうね。今は日本は会計法が一番安いものというふうになっていますからいいんですけども、出てきたときに値段が違ってというのがありますから、すべてを値段に置き換えて一番安いところと交渉を始めるというふうにするのか、だれとでもやっていいのかというのは非常に大事な問題で具体的な問題なんです。10社が応札してどうも下3社ぐらいはどれもあまり変わらない。どれもいい。値段の差もあまりない。あまり価格に関係しないところを価格に置き換えていくとどちらが上だかわからないというときに、どこと交渉するのか。同時に3社と交渉していいのかとか、そういうのはガイドラインから外れるんですか。非常に些細な話なんですけども、現実には非常に大事な話なんです。

白須室長 「価格のみによる選定に限らず、価格及びその他の条件により選定を行うことも許容すべきではないか」という点から申し上げますと、現在の会計法の大原則はそうっていないわけです。すべて価格でやるということになっておりまして、また一部総合評価方式といったような場合においても、非常に価格に換算しやすいファクターのものが、例えば休業補償金を払う期間が短いという場合は、期間が短くなった分の補償金分を勘案しようと、こういうことは極めて価格に置き換えやすいわけです。これがどの程度までできるのかというのは、実は「会計法では、民間事業者の選定は、一般競争入札が原則であり、」ということにおいてかなり制約がある部分です。

では、だれと交渉できるかということ、これも一番安かった者と書いてあるわけで、一番安かった者がだれかわからないということは現状、法的には想定していないということになります。今の御指摘の点は、いずれもいろいろ今、検討をしてもらっているところから出てくる話ですので、現時点において結論はこうということは申し上げにくいので、その点は御了承いただきたいということでございます。

M委員 例えばデザイン・ビルドですと同じ条件でまず競争しますから値段が安いというのはあるんですけども、運営の仕方とかで内容が変わってくる可能性がある。そうすると、価格が安いという概念がそもそもいろいろなことを考えた上でやらないといけないので、当

然すべて置き換えでいかないといけないのかなという気がします。

C委員 私より詳しい方はいらっしゃると思いますが、イギリスの刑務所の選択の例などを見ますと、価格はもちろん大きな要素になりますけれども、そのほかにも施設の維持管理全部を含めてですが、どういう維持管理の仕方をして安全性についてのポイント、何についてのポイントと非常に細かくポイント制にして全部プラスしていった総得点のポイントで選ぶ、まさに総合評価がされるという例はございますね。

M委員 今のは私の言い方が非常に悪くて、全部価格という言い方をしたので悪かったんですが、ポイント制というのも価格と一対一の比率を付ければ同じことですから、それを会計法があるので私は価格とあえて言ったんですけれども、ポイント制にして最終的には価格に置き換えれば会計法をクリアーするのかなというふうに思ったんです。

D専門委員 原則にはおそらくM先生がおっしゃられたとおりだと思います。ただ、現実の世界は物の売買でない場合には、民間事業者は賢いですからいろんなことを考える。ネット・プレゼント・バリューとかリターンとかをどう考えるかなんですが、行政にとって判断に迷う事例が出てこないこともないわけです。例えば表面的には安いけれども、よくネット・プレゼント・バリューを比較してみると高くなってしまったりとか、そこは現実的には知恵の出し競べみたいなのところがございます、原則は原則としておきつつ、よほど評価しないとどちらか頭のいい者が勝つというのが、現実のゲームのような気がいたします。

M委員 それはそのとおりだと思います。その前にここでその辺はちょっと書く話ではありません。ここで書く範囲は何かという話なんです。例えば先ほど言われた建設に強いところが、運営に強いとは限らない、そんなものは点数制にすればすぐ出るんで、価格に置き換えなくてもすぐ出るんで、私は全く問題ないというふうに思うんですが、逆に地方自治体は現実にそれで困っているとしますと、書かないと動かないという話でやはり書くのかですね。話を聞いていると多少混乱を、混乱というか混乱しているわけではないんですが、何を書くかという意味ではもう少し事務局にも知恵を働かせていただかなければならないし、皆さんにも考えていただかないといけない問題かなというふうなことを感じています。

E専門委員 価格という話に絡みますけれども、やはり理念のところサービスというような形も最近出てきてますし、これはまさにそのとおりだと思うんですが、あるいはまたこの基本コンセプトの経企庁推進研究会の報告の設計、建設、維持管理、運営のさまざまな組み合わせでございますが、まさにそのとおりだと思うんですが、現実の議論は特に地方の方々と話していると、どうしてもやはりイニシャルコストという話、その価格というイメージから今のような議論に何となくいつている部分がかかり出てくると思う。

ですから、やはり総合的な価格であり、維持管理、特にこの組み合わせについては私は設計、建設、間をあけてプラス維持管理、運営の組合せということで前の2つだけの組み合わせというのは原則としてPFIではないというふうに理解しておりますし、その辺もやはりもう少し明解にしてしまった方がいいのかなと、理念というか、理念以前の問題かもしれないけれども、そういう印象を持っております。

M委員 先ほどのVFMも同じ土俵で考えるということと、同じような議論だと思うんですが、PFIになれば当然そうなるはずなんですけれども、その辺はやはり変えた方がいいと

いうあれですね。多分、皆さんの常識がそこで仕事をしてきた方はそういうふうに理解しておられますけれども、初めてやってみようかと、こういうことがあるんなら何かうまくできるのではないかという意味では、その辺をやはり再度確認して基本方針なり、何なりにきちっと書いておくということが必要なんでしょね。

西野部会長 大分時間が経ってきたんで、そろそろ議論を打ち切りたいと思いますが、何か最後にございますでしょうか。

D 専門委員 是非とも今後の御予定、今後どうドラフト・アップさせるのか、また合同部会、委員会、その他のお考えを是非とも御開示いただきたいと思います。

西野部会長 それは今後の進め方になりますが、次回の委員会において、これは是非お願いしたいと思うんですが、私と山内部会長とでこの合同部会での意見の整理について報告することに既に決まっております。報告については適宜、今日の議論を踏まえまして、事務方とも連絡をさせていただいてまとめて報告したいと思いますが、その内容については取りあえず次回の委員会については私と山内部会長にお任せいただきたいと存じます。次回の委員会においては今日の御意見、今までの御意見を踏まえまして、基本方針の素案を事務方においてつくっていただき、議論をしていただくということになるかと思えます。その後は事務方で何が先の話というのはございますか。

白須室長 その先につきましては、当初の委員会の際に御説明を申し上げたかと存じますが、次回の委員会で御意見をいただきました上で、再度直すなり、加えるなりいたしました上でもう一回委員会を開きまして、そこにおいて正規の形で委員会に付議をさせていただきたいと考えています。

付議の上、御意見をいただきましてから、内閣総理大臣が正式に関係行政機関に協議の上、官報告示等をするという運びになろうかと思えます。

西野部会長 それでは、第2回の委員会の大体の日取りと、次回の委員会の後、その間に何か。第2回から最後に至る間の予定はどんなことになってますか。

白須室長 概要を申し上げますと、少なくとも委員会という形は難しいかと考えております。皆様方の御日程をある程度拝見させていただいておりますが、なかなか難しいかと考えております。その過程におきましては、原則は私どもの方から各委員の先生、また場合によりまして、各部会長に御相談いたしまして、やらせていただくざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

西野部会長 2回目と最後の間に部会を開かれるということは、別々の合同でなくともということで、今のところは。

白須室長 今のところまだそこまで考えておりません。

西野部会長 そうですか、それは次回の委員会ということにさせていただいて、何か今後の進め方その他で御意見ございますでしょうか。

H 委員 今日は時間の制約があるかと当然でございますが、皆さんそれなりのいろんなお考えなりあるうと思えますが、出尽くしているとはちょっと思い難いんです。ただ、議論が拡散してはいけませんので、大きな骨格を事務局の方で御用意されて一～六になってますが、一が前文とすれば法律に相当する1～5号ですね。それに沿った格好で皆さんのどういふも

のを書くべきだというような御意見があれば、これはインターネットのメールでもファックスなりでもお出しして、できればその辺のところ全部でなくても結構ですけれども、私どもも拝見したいなというふうに思うんですが。

西野部会長 ほかに何か全体の進め方について御発言ございますでしょうか。

D 専門委員 今、西野先生がおっしゃいました今後の部会とかさまざまな問題をどういうふうに整理していくか、もちろん、基本方針が最優先ではあるわけですが、ただ現実問題としては早目に部会を開いて評価の問題とか御議論をしないと、なかなかわかりにくい点もあると思いますが、そういったことを前広にスケジュール化して並行的にやれないものでしょうか。

西野部会長 では、次回の委員会の御案内をさせていただきますでしょうか。事務局、お願いできますか。

佐久間参事官 次回の予定でございますが、11月16日、火曜日、1時から3時、場所は総理府の3階特別会議室を予定いたしております。

西野部会長 今日は10月19日ですから、大体約一か月ぐらいありまして、その間に先ほどもお話ししましたように、今日の議論とあと山内さんと2人で事務方と相談をしまして、できるだけ早目に仕事を進めたいと思いますが、早くまとまれば皆さんに御意見を伺うということがあるかもしれませんが、ちょっと難しいかもしれません。

あとは11月16日の段階までぐらいには少し何が必要があれば考えるということですか。ただし一応年内ですね。

そんなことで評価の方は実はほとんど議論をしていないんですが、山内先生何かございますか、御意見。

山内部会長 なるべく前倒しで始めた方がいいと思っております。ですから、次の委員会の後なのか、その辺で考えていただいたらいいと思うんですけれども。

西野部会長 少し私がルーズに考えていたということもあるんですが、ここで書いておりますが、透明性とか、公開性とか、そういう書き方をして、具体的にという和多分そういうものはなかなかはっきり書けないんで、行動でとっていくという性格がかなりありまして、評価についても多少そういう性格があるのかなという気がしてありまして、細かいことまで書いていこうとするとすごく大変なんですけれども、そもそも書けるかどうか非常に疑問ですし、現にほかの国でも多分書いてないんじゃないかという気がするんです。個々の人が案件ごとにいろいろ出していくというのが、積み重なって見えてくると、非常に違っていたり、ただし透明性を確保するとか、評価がだれが見てもそんなにおかしくないというのは守らないといけないということは事実ですが、ここで抽象的な議論をするといっても、ある程度の限界があってという気がしてありまして、大体今の事務局の案を理解をしていたということです。まあ、考えていただくことにしまして、今日はちょうど時間でこれで会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上